

移住支援金の対象となる 求人募集中!

人手不足でお悩みの企業様の

人材確保をお手伝い!

求人情報を群馬県が運営する
マッチングサイトに掲載します。

掲載
無料!

下記法人にも

対象が拡大しました!

詳細は裏面『移住支援金対象求人の主な要件』をご確認ください

- ・「第三セクター」の一部(※1)
- ・「資本金10億円以上の法人」の一部(※2)
- ・「本店所在地が東京圏の法人」の一部(※3)

(※1) 出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人

(※2) 「営利を目的とする私企業」ではない法人

・資本金概ね50億円未満の「営利を目的とする私企業」であって、市町村長の推薦に基づき知事が必要と認めた場合(推薦については、事前に群馬県労働政策課までお問い合わせください。)

(※3) 東京圏以外を勤務地とする勤務地限定型社員を採用する場合



群馬県のマスコット
「ぐんまちゃん」

移住支援金とは

東京圏から県内への移住促進策として、東京23区から(※)県内に移住し**対象求人**に就業した方に、市町村を通じて移住支援金を支給する制度です。

(※) 東京23区在住者又は通勤者

対象求人に就職した移住者へ

単身で **60万円**

世帯で **100万円**



(ジョブカフェぐんまHP)

<問い合わせ先>

求人登録関係

移住支援金制度関係

ジョブカフェぐんま東毛サテライト

群馬県労働政策課

群馬県地域政策課

0277-20-8228

027-226-3408

027-226-2370

マッチングサイトへの登録方法

※詳しくはジョブカフェぐんまHPにて

① 移住支援金対象求人の要件を確認

詳細はジョブカフェぐんまHPで確認

② ハローワークへ求人申込み

既に申込み済みの場合は③へ

③ ハローワーク求人票の写しを見ながら マッチングサイトの登録書を作成

エクセルファイルでの作成

④ ジョブカフェぐんま東毛サテライトへ 登録書と添付書類を提出

登録書はEメール、添付書類は郵送

● 登録料は必要？

- 登録や求人の掲載は無料です。
- 移住者に対する支援金も、法人からの負担はありません。

● 登録手続きは大変？

- ハローワーク求人票を見ながら記入するので簡単です。
- 左記の手続き以外に、事前に計画書等を提出するなどの必要はありません。

● 既にハローワークやジョブカフェぐんま に登録していますが、改めて登録が必要？

- 別の制度となるため、マッチングサイトへの登録申請が必要となります。

移住支援金対象求人の主な要件

※詳しくはジョブカフェぐんまHPにて

※(1)の法人による、(2)の求人が移住支援金の対象求人となります。

(1) 対象法人

「農業・林業」「建設業」「製造業」「運輸業」「宿泊業・飲食サービス業」「医療・福祉」など、幅広い分野の法人が対象になります。

※上記の分野に該当しなくても、「群馬県いきいきGカンパニー」の認証を受けている企業など、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業は、すべて対象になります。

(2) 求人要件 (以下の全てに該当すること)

- 勤務地が東京圏以外又は東京圏内の条件不利地域
- 週20時間以上の無期雇用契約
- 転勤、出向等による勤務地変更でなく新規の雇用

また、次のすべてを満たすことが必要です

- ①官公庁等でないこと(※1)
- ②資本金10億円以上の営利を目的とする私企業(※2)ではないこと(※3)
- ③みなし大企業(※4)でないこと
- ④本店所在地が東京圏(※5)のうち条件不利地域(※6)以外の地域にある法人(勤務地限定型社員(※7)を採用する法人を除く)ではないこと
- ⑤雇用保険の適用事業主であること
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- ⑦暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

- (※1) 独立行政法人や一部事務組合等のいわゆる公法人及び第三セクターは要件を満たしませんが、第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人は要件を満たします。
- (※2) 「営利を目的とする私企業」とは、会社法の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社を想定しています。
- (※3) 資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人は要件を満たします。
- (※4) みなし大企業とは、以下のいずれかに該当する法人です。
- 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人
- (※5) 東京圏とは、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県を指します。
- (※6) 条件不利地域とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村を指します。
- (※7) 東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限りです。

移住支援金対象者の要件

- 【移住元】東京23区在住又は通勤者
(直前1年以上、かつ、直前の10年間のうち通算5年以上の
在住又は通勤)
- 【移住先】群馬県内へ移住した方
- 【就業】マッチングサイト(※ジョブカフェぐんまHP内)に
移住支援金の対象として掲載する求人に
新規就業した方

対象者の詳しい要件については
こちらからご確認ください。



(ぐんま暮らしポータルサイト)



《参考》 移住者を採用した事業主への支援<中途採用等支援助成金(UJターンコース)>

東京圏からの移住者を雇い入れた事業主に対し、その採用活動に要した経費の一部が助成されます。助成金の受給には、事前に採用活動に係る計画書を提出し、労働局長の認定を受けるなどの要件があります。申請を検討される方は、群馬労働局又はハローワークにお問い合わせください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00002.html)